

# 九州歯科大学における自己点検・評価に関する基本方針

令和元年9月11日制定

令和3年10月1日改正

令和4年4月27日改正

令和5年11月17日改正

九州歯科大学は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

## 1 趣旨

九州歯科大学は、創立百周年に際して掲げた九州歯科大学憲章の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた改善を推進する。

## 2 基本方針

### (1) 大学の諸活動を実施する組織による自己点検・評価

大学の諸活動を実施する組織（以下「実施組織」という。）は、内部質保証を実現するために設置する公立大学法人九州歯科大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）の指示の下、別に定める大学の諸活動毎に、各種アンケート等のデータ・資料の調査・蓄積や当該年度の活動実績の分析により、当該年度の活動実績の自己点検・評価を行う。また、その結果、得られた課題や改善点等を整理するとともに、課題の解決に向けた改善計画を策定する。

### (2) 内部質保証委員会による審査の実施

内部質保証委員会は、実施組織による自己点検・評価と得られた課題、その改善計画の内容を審査する。

### (3) 自己点検・評価結果に基づいた改善

実施組織は、策定した改善計画により自主的・自律的な改善を行う。また、改善計画の進捗状況や達成状況は内部質保証委員会に報告する。

### (4) 改善計画の進捗状況や達成状況の確認

内部質保証委員会は、実施組織が行う改善計画の進捗状況や達成状況を確認する。

### (5) 内部質保証の実現

九州歯科大学の活動全般に亘って継続的に上記プロセスの実施に取り組み、内部質保証を実現する。